

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 設計の検査</p> <p>1.2.1～1.2.3 (略)</p> <p>1.2.4 塗装システムの検査</p> <p>1.2.4.1 海水バラスト専用タンク等の防食塗装</p>	<p>B編 一般の船舶及びこれに備える物件に係る検査</p> <p>第1章 第1回定期検査等</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 設計の検査</p> <p>1.2.1～1.2.3 (略)</p> <p>1.2.4 塗装システムの検査</p>
<p>-1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x iv)の強度告示心得附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側の防しよく塗装に関する性能基準」(以下、この章において「附属書[2]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当することを確認する。</p> <p>なお、上記の規定に関わらず平成21年9月30日までに社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター又はMARINTEK(The Norwegian Marine Technology Research Institute)が発給した適合書については、なお有効なものとす。</p>	<p>-1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x iv)の強度告示心得附属書[2]「海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側の防しよく塗装に関する性能基準」(以下、この章において「附属書[2]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当することを確認する。</p> <p>なお、上記の規定に関わらず平成21年9月30日までに社団法人日本船舶品質管理協会製品安全評価センター又はMARINTEK(The Norwegian Marine Technology Research Institute)が発給した適合書については、なお有効なものとす。</p>
<p>(1) 船舶安全法第8条に定める船級協会が発給した型式承認証書</p> <p>(2) 塗装システムの承認に係る適合書が発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則により認定された機関が発給した適合書</p> <p>-2. 承認済みの塗装システムに属するジंकシベースの塗料を組み合わせさせた塗装システムの別塗装システムに属するエポキシベースの塗料を組み合わせさせた塗装システムを使用する場合、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) -1.に掲げる(1)又は(2)に該当する適合書又は型式承認証書</p> <p>(2) クロスオーバー試験(強度告示心得附属書[2]の「付録[1]」1.7に従って実施する試験)に合格したことを証する書面</p>	<p>(1) 船舶安全法第8条に定める船級協会が発給した型式承認証書</p> <p>(2) 塗装システムの承認に係る適合書が発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則により認定された機関が発給した適合書</p> <p>-2. 承認済みの塗装システムに属するジंकシベースの塗料を組み合わせさせた塗装システムを使用する場合、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1) -1.に掲げる(1)又は(2)に該当する適合書又は型式承認証書</p> <p>(2) クロスオーバー試験(強度告示心得附属書[2]の「付録[1]」1.7に従って実施する試験)に合格したことを証する書面</p>
<p>-3. 施行規則心得32.1(a)(1)(x v)のテクニカルデータシートについては、強度告示心得附属書[2]の「3.4.2.2」に掲げる事項が記載されていることを確認する。</p>	<p>-3. 施行規則心得32.1(a)(1)(x v)のテクニカルデータシートについては、強度告示心得附属書[2]の「3.4.2.2」に掲げる事項が記載されていることを確認する。</p>
<p>1.2.4.2 原油タンカーの貨物油タンク防食塗装</p> <p>-1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x vii)の強度告示心得附属書[3]「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」(以下、この章において「附属書[3]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当することを確認する。</p>	<p>1.2.4.2 原油タンカーの貨物油タンク防食塗装</p> <p>-1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x vii)の強度告示心得附属書[3]「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」(以下、この章において「附属書[3]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当することを確認する。</p>
	<p>-1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x vii)の強度告示心得附属書[3]「原油タンカーの貨物油タンク保護塗装性能基準」(以下、この章において「附属書[3]」という。)の「5 塗装システムの承認」に係る適合書又は型式承認証書については、次に掲げる(1)又は(2)のいずれかに該当することを確認する。</p>

- (1) 船舶安全法第8条により登録された船級協会が発給した型式承認証書
 - (2) 貨物油タンク防食塗装システムの承認に係る適合書を発給する第三者機関として認定するための要件等を定める規則により認定された機関が発給した適合書
- 2. 塗装システムの一部として承認されたジंकシリケートショットブライマーについて、別に承認されたエポキシベースの塗料と組み合わせた塗装システムを使用する場合は、次に掲げる事項を確認する。
- (1) -1. に掲げる(1)又は(2)に該当する適合書又は型式承認証書
 - (2) 附属書[3]の別添[1]付録2の浸漬試験に準拠した試験又は「全てのタイプの船舶の専用海水バラストタンク及びばら積貨物船の二重船側部に対する保護塗装性能基準」(決議MSC.215(82))に従って実施する試験に合格したことを証する書面
- 3. 施行規則心得32.1(a)(1)(x viii)のテクニカルデータシートについては、附属書[3]の「3.4.2.2」に掲げる事項が記載されていることを確認する。

1.2.4.3 原油タンカーの貨物油タンクに使用する耐食鋼

- 1. 施行規則心得32.1(a)(1)(x vii)の附属書[4]「原油タンカーの貨物油タンク代替防食手法の性能基準」(以下、この章において「附属書[4]」)の別添の「4 承認」に規定する型式承認証書については、管海官庁又は船舶安全法第8条により登録された船級協会によって承認されたものであることを確認する。
- 2. 施行規則心得32.1(a)(1)(x viii)の技術データについては、附属書[4]の「別添 2.2.3.2」に掲げる事項が記載されていることを確認する。

1.2.4.4 原油タンカーの貨物油タンク代替防食手法

1.2.4.2及び1.2.4.3以外の貨物油タンクの防食措置に関する検査の方法については、検査測度課長に伺い出ること。

1.3 船体

1.3.1 工事着手前の打合せ

-1. (略)

-2. 強度告示第135条第2項の規定が適用される船舶(以下、この章において「海水バラスト専用タンク等防食塗装適用船」という。)及び第3項第1号の規定が適用される船舶(以下、この章において「貨物油タンク防食塗装適用船」という。))については、塗装工事を開始する前に、以下に掲げることを行うものとする。

(1) 船主、造船所及び塗料メーカーの三者間で合意した表面処理及び塗装工程の検査方法を文書化したもの(以下、この章において「塗装テクニカルファイル」という。)を確認する。塗装テクニカルファイルには、少なくとも下記のもの

1.3 船体

1.3.1 工事着手前の打合せ

-1. (略)

-2. 強度告示第135条第2項及び第3項の規定が適用される船舶(以下、この章において「PSPC適用船舶」という。))については、塗装工事を開始する前に、以下に掲げることを行うものとする。

(1) 船主、造船所及び塗料メーカーの三者間で合意した表面処理及び塗装工程の検査方法を文書化したもの(以下、この項で「合意文書」という。)を審査する。合意文書には、少なくとも下記のものが含まれていることを確認する。なお、合意文書の様式は問わない。また下記(a)及び(b)については、写しで

差し支えない。
(a)～(e) (略)

(2) (略)

-3. 強度告示第135条第3項第2号の規定が適用される船舶(以下、この章において「貨物油タンク耐食鋼適用船」という。)については、テクニカルファイルに以下に掲げる項目が含まれることを確認する。

- (1) 型式承認証書
- (2) 溶接方法及び溶接材料
- (3) 製品名、厚さ、使用場所

1.3.2 (略)

1.3.3 工事中の検査

-1.及び-2. (略)

-3. 塗装システム

(1) 海水バラスト専用タンク等防食塗装適用船において、塗装検査員が実施した塗装検査の結果により検査を執行する。

(2) 貨物油タンク防食塗装適用船において、塗装検査員が実施した塗装検査の結果により検査を執行する。

(3) 塗装検査員が以下に掲げるいずれかの資格を有していることを確認する。

(a) 「米国防食技術者協会」(NACE)が定めるNACE Level2

(b) 「ノルウエー表面処理検査官の教育と認定に関する評議会」(FROSIO)が定めるFROSIO LevelIII

(c) (a)及び(b)と同等のものとして別途定める資格

(4) 使用する塗料の製品名、識別番号等が、1.3.1-2(1)において確認した塗装テクニカルファイルに記載されたテクニカルデータシート及び適合書又は型式承認証書に示されるものと一致することを確認する。

(5) 塗装検査員が附属書[2]の表1の4.3、4.4及び6.1.2に従って実施した塗装検査の結果が記載された塗装テクニカルファイルについて、塗料メーカーのテクニカルデータシート及び適合書又は型式承認証書に適合していることを確認する。

(6) 1.3.1-2(1)において確認した塗装テクニカルファイルに記載された表面処理及び塗装工程の検査方法どおりに塗装検査員が検査を実施していることを抽出により確認する。

1.3.4～1.3.6 (略)

差し支えない。
(a)～(e) (略)

(2) (略)

1.3.2 (略)

1.3.3 工事中の検査

-1.及び-2. (略)

-3. 塗装システム

(1) PSPC適用船舶の塗装システムの検査については、塗装検査員が実施した塗装検査の結果により検査を執行する。

(2) 塗装検査員は以下に掲げるいずれかの資格を有さなければならない。

(a) 「米国防食技術者協会」(NACE)が定めるNACE Level2

(b) 「ノルウエー表面処理検査官の教育と認定に関する評議会」(FROSIO)が定めるFROSIO LevelIII

(c) (a)及び(b)と同等のものとして別途定める資格

(3) 使用する塗料の製品名、識別番号等が、1.3.1-2(1)において確認したテクニカルデータシート及び適合書又は型式承認証書に示されるものと一致することを抽出により確認する。

(4) 塗装検査員は、強度告示心付附属書[2]の「4.4 基本的な塗装要件」の表1中、4.3、4.4及び「6.1.2」に従って塗装検査を実施するとともに、「6.1.3」に従って検査結果を記録し、その記録を上記附属書[2]「3.4 塗装テクニカルファイル」の塗装テクニカルファイル(以下同じ。)に添付しなければならない。

(5) 船舶検査官は、表面処理及び塗装工事に関する塗装検査員の報告書が塗料メーカーのテクニカルデータシート及び適合書又は型式承認証書に適合していることを確認する。

(6) 船舶検査官は、1.3.1-2(1)において確認した検査計画どおりに塗装検査員が検査を実施していることを抽出により確認する。

1.3.4～1.3.6 (略)

1.3.7 工事後の検査

- 1. 海水バラスト専用タンク等防食塗装適用船にあっては、塗装工事終了後に塗装テクニカルファイルに附属書[2]の3.4.2.1～.7に掲げる事項が含まれていることを確認する。
 - 2. 貨物油タンク防食塗装適用船にあっては、塗装工事終了後に塗装テクニカルファイルに附属書[3]の3.4.2.1～.7に掲げる事項が含まれていることを確認する。
 - 3. 貨物油タンク耐食鋼適用船にあっては、工事終了後にテクニカルファイルに1.3.1-3に掲げる事項が含まれていることを確認する。
 - 4. 確認済みの塗装テクニカルファイル又はテクニカルファイルには、下記のスタンプを押し、申請者に返却すること。
 - 5. 確認済みの塗装テクニカルファイル又はテクニカルファイルが船内に備え置かれていることを確認する。
- 1.4～1.19 (略)

第2章 定期的検査等

2.1 通則

- 2.1.1～2.1.5 (略)
- 2.1.6 検査着手前の打合せ

- 1. (略)
- 2. 海水バラスト専用タンク等防食塗装適用船及び貨物油タンク防食塗装適用船については、同基準の適用を受ける箇所に係る保守及び修繕履歴を聴取し、保守及び修繕が塗装テクニカルファイルの記載内容に従って行われていること並びに保守及び修繕の内容が塗装テクニカルファイルに適切に記載されていることを確認する。
- 3. 貨物油タンク耐食鋼適用船については、同基準の適用箇所である構造部材及び隔壁に係る保守及び修繕履歴を聴取し、保守及び修繕の内容がテクニカルファイルに適切に記載されていることを確認する。

2.1.7 (略)

2.2 船体

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.2.8 船舶の構造図面 (略)	○	○	○	
2.2.9 塗装システム				
2.2.9.1 海水バラスト専用タンク及びバルクキャリアの二重船側部の防食塗装				
-1. 塗装テクニカルファイル*の備え付け	○	○	○	○

1.3.7 工事後の検査

- 1. PSPC適用船舶にあっては、船舶検査官は、塗装工事終了後に塗装テクニカルファイルに強度告示心得附属書[2]の3.4.2.1～.7に掲げる事項が含まれていることを審査する。
 - 2. 審査済みの塗装テクニカルファイルには、下記のスタンプを押し、申請者に返却すること。
 - 3. 船舶検査官は、上記-1において審査した塗装テクニカルファイルが船内に備え置かれていることを確認する。
- 1.4～1.19 (略)

第2章 定期的検査等

2.1 通則

- 2.1.1～2.1.5 (略)
- 2.1.6 検査着手前の打合せ

- 1. (略)
- 2. PSPC適用船舶については、同基準の適用を受ける箇所の塗装システムに係る保守及び修繕履歴を聴取し、保守及び修繕が塗装テクニカルファイルに記載内容にしたがって行われていること及び塗装テクニカルファイルが適切に更新されていることについて確認を行う。

2.1.7 (略)

2.2 船体

検査項目	定期	1中	2中	3中
2.2.8 船舶の構造図面 (略)	○	○	○	
2.2.9 塗装システム				
-1. 1.3.3-3(4)に規定する塗装テクニカルフ	○	○	○	○

確認すること。
* : 塗装テクニカルファイルには以下の内容が含まれていること。

- (1) 保守、修繕又は部分的再塗装が行われた場合には実施した内容
- (2) 全面再塗装が行われた場合には強度告示心得附属書[2]中、3.4.2に規定する事項

2.2.9.2 原油タンカーの貨物油タンク防食塗装
-1. 塗装テクニカルファイル*の備え付けを確認すること。

* : 塗装テクニカルファイルには以下の内容が含まれていること。

- (1) 保守、修繕又は部分的再塗装が行われた場合には実施した内容
- (2) 全面再塗装が行われた場合には強度告示心得附属書[3]中、3.4.2に規定する事項

2.2.9.3 原油タンカーの貨物油タンクに使用する耐食鋼
テクニカルファイルの備え付けを確認すること。

ファイル*の備え付けを確認すること。
* : テクニカルファイルには以下の内容が含まれていること。

- (1) 就航後、保守、修繕又は部分的再塗装が行われた場合には実施した内容が適切に記載されていること。
- (2) 全面塗装が行われた場合には強度告示心得附属書[2]中、3.4.2に規定する事項が記載されていること。

○	○	○	○
○	○	○	○
○	○	○	○

○ 船舶検査の方法の一部を改正する案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行			
2.3 機関	2.3 機関	定期	1中	2中	3中
<p>2.3.1 通則</p> <p>-1. (略) ただし、製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあっては、平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)については、前回定期検査後の中間検査、臨時検査で解放検査が実施されており、検査の記録等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該解放検査の一部又は全部を省略して差し支えない。</p> <p>-2~-4(略)</p>	<p>2.3.1 通則</p> <p>-1. (略) ただし、製造後11年未満の内燃機関(旅客船にあっては、平水及び限定沿海区域を航行区域とする船舶に備え付けられたものに限る。)については、前回定期検査後の中間検査、臨時検査で解放検査が実施されており、検査の記録等から判断して船舶検査官が差し支えないと認める場合は、当該検査の一部又は全部を省略して差し支えない。</p> <p>-2~-4(略)</p>	○			